

広島県告示第八十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う土地		面積（㎡）
安芸高田市吉田町常友字仲租郷三八九番一ほか五筆		五、〇九八
賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	
農事組合法人えーのー	安芸高田市 郷三八九番一ほか五筆	五、〇九八

二 認可年月日

令和六年一月二十六日